

令和6年第4回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和6年第4回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和6年4月25日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和6年4月25日(木) 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 議案第 1 号 | 初任者研修等に係る非常勤講師の任命について |
| 議案第 2 号 | スクール・サポート・スタッフに係る非常勤職員の任命について |
| 議案第 3 号 | おいらせ町共同学校事務室室長等の指名について |
| 議案第 4 号 | おいらせ町社会教育委員の委嘱について |
| 議案第 5 号 | おいらせ町立図書館協議会委員の委嘱について |
| 議案第 6 号 | おいらせ町文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 議案第 7 号 | おいらせ町スポーツ推進審議会委員の委嘱について |
| 議案第 8 号 | おいらせ町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 議案第 9 号 | おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について |

7 協議事項

8 報告事項

9 その他

教育委員会定例会 4月教育長報告

令和6年4月25日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	月	町職員辞令交付式 庁議 新規採用教職員辞令交付式 管内教育長会議
2	火	教委打合 特別支援教育支援員等辞令交付
3	水	奨学資金寄附（百石社交ダンス愛好会パオ）
4	木	
5	金	町交通安全協会ランドセルカバー／黄色帽子贈呈式
6	土	
7	日	
8	月	教委打合 木ノ下中入学式 下田中入学式
9	火	
10	水	町村教育長協議会・県教育長会議（青森市） スポーツ少年団総会
11	木	校長会 奨学生選考委員会 生徒指導主事研修会 スポーツ協会総会
12	金	全国町村教育長会理事会（東京都）
13	土	町子ども会育成連合会総会
14	日	
15	月	教委打合せ 政策会議 町連合婦人会総会
16	火	町内会長連絡会議
17	水	八幡宮祈年祭（春祭り）神事
18	木	
19	金	議員全員協議会
20	土	少年野球開会式 文化協会総会
21	日	
22	月	教委打合せ 田舎館村議員・三役等視察研修対応
23	火	教頭会 2大会実行委員会（県民・町民駅伝）
24	水	東部上北小・中学校教科研修協議会役員会
25	木	教育委員会定例会
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を略したものです。

[その他]

4月・5月行事予定及び報告事項

< 4 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
8 日	月	町立小・中学校入学式	各校
11 日	木	校長会	みなくる館
		町奨学生選考委員会	分庁舎
23 日	火	教頭会	分庁舎
25 日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 5 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
7 日	火	校長会	分庁舎
23 日	木	教育委員会定例会	分庁舎
28 日	火	教頭会	みなくる館

4月・5月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

4 月	行 事 名	場 所
4日 (木)	文化協会監査会	201会議室
10日 (水)	公募委員選考委員会	分庁舎
13日 (土)	子ども会育成連合会総会	中央公民館
15日 (月)	連合婦人会総会	東公民館
18日 (木)	青少年育成町民会議総会	東公民館
20日 (土)	文化協会定例総会	みなくる館

5 月	行 事 名	場 所
12日 (日)	子ども会育成連合会「親子追跡ハイキング」(春)	下田公園
22日 (水)	学びカレッジ専門講座(教養講座)「健康ヨガ講座①」	北公民館
29日 (水)	学びカレッジ専門講座(教養講座)「健康ヨガ講座②」	北公民館

その他の事項(事務連絡等)

4月・5月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

4 月	行 事 名	場 所
10日（水）	スポーツ少年団総会	みなくる館
11日（木）	スポーツ協会総会	月見旅館
20日（土） ～ 21日（日）	第8回おいらせ町長旗争奪少年野球大会 （兼各種大会町内予選会）	下田公園野球場
23日（火）	2大会実行委員会（県民・町民駅伝）	分庁舎

5 月	行 事 名	場 所
上旬	スポーツ推進委員協議会	
12日（日）	体育施設等清掃奉仕作業 主催：町スポーツ協会、町スポーツ少年団	下田公園、いちよう公園
14日（火）	県民駅伝強化練習開始式（強化練習は8月まで火・金実施）	下田公園
23日（木）	上北郡スポーツ大会結団式	みなくる館
25日（土） ～ 26日（日）	第47回上北郡総合スポーツ大会兼第77回市町村対抗 青森県民体育大会郡予選会（先行会期）	主会場：六ヶ所村
6月 1日（土） ～ 2日（日）	第47回上北郡総合スポーツ大会兼第77回市町村対抗 青森県民体育大会郡予選会（主会期）	主会場：六ヶ所村

その他の事項（事務連絡等）

- 第39回おいらせ町いちようマラソン大会／令和6年6月23日（日） ※申込期間：4/1～5/10まで
- 第32回青森県民駅伝競走大会／令和6年9月1日（日）
- おいらせ町民プール プール開き／令和6年6月15日（土） 9:00 開館期間：6/15～9/15（定休日なし）

議案第 1 号

初任者研修等に係る非常勤講師の任命について

新採用教職員の初任者研修期間における授業等の欠員補充及びあおもりっ子育みプラン21（少人数学級）として県から派遣される非常勤職員について、おいらせ町教育委員会において次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏 名
おいらせ町立百石小学校 初任者研修に係る非常勤講師に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	増 尾 安希子
おいらせ町立木内々小学校 初任者研修に係る非常勤講師に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	高 屋 知 弥
おいらせ町立木ノ下小学校 初任者研修に係る非常勤講師に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	新 谷 聡 子
おいらせ町立木ノ下中学校 初任者研修に係る非常勤講師に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	和 田 泰 勝
おいらせ町立木内々小学校 あおもりっ子育みプラン21 に係る非常勤講師に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	小笠原 久美子

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会から派遣される非常勤職員を任命するため提案するものである。

議案第 2 号

スクール・サポート・スタッフに係る非常勤職員の任命について

教職員の負担軽減対策として学習プリントの印刷業務等を行ために県から派遣される非常勤職員について、おいらせ町教育委員会において次のとおり任命する。

発令事項	発令年月日	発令期間	氏 名
おいらせ町立木ノ下小学校 非常勤職員に採用する	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	甲 地 順 子

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

青森県教育委員会とおいらせ町教育委員会との間において締結している協定書により、青森県教育委員会から派遣される非常勤職員を任命するため提案するものである。

議案第 3 号

おいらせ町共同学校事務室室長等の指名について

おいらせ町共同学校事務室設置規則（令和5年おいらせ町教育委員会規則第2号）に基づき、おいらせ町共同学校事務室室長、副室長及び室員を次のとおり指名する。

共同学校事務室名	職 名	発令年月日	氏 名	備 考
おいらせ町北部 共同学校事務室	室 長	令和6年4月1日	新 岡 久 志	木ノ下中学校
	室 員	令和6年4月1日	長 根 あずさ	甲洋小学校
	室 員	令和6年4月1日	佐 藤 朝 子	木ノ下小学校
	室 員	令和6年4月1日	長 根 唯	百石中学校
おいらせ町南部 共同学校事務室	室 長	令和6年4月1日	石 和 淳 子	下田中学校
	副室長	令和6年4月1日	今 野 直 子	下田中学校
	室 員	令和6年4月1日	高 坂 千代子	下田小学校
	室 員	令和6年4月1日	小 泉 千鶴子	木内々小学校
	室 員	令和6年4月1日	村 田 恭 奈	百石小学校

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町共同学校事務室の室長、副室長及び室員の指名について、青森県教育委員会から同意を得て提案するものである。

議案第 4 号

おいらせ町社会教育委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町社会教育委員に委嘱する。

番号	選任区分	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
1	家庭教育	奥 平 純 代		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	緑ヶ丘
2	社会教育	浜 田 祐 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	一川目
3	学識経験	田 澤 久仁於		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	根 岸
4	学識経験	百目鬼 正 得		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	新 町
5	学識経験	高 橋 宏 典		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	曙
6	学校教育	伊 東 明 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	本 村 下田小学校長
7	社会教育	村 田 昭 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	豊 原
8	社会教育	種 市 い よ		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	向 山
9	公 募	福 原 仁 一		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	緑ヶ丘
10	公 募	和 田 茂 憲		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	青 葉

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、新たに上記の者を委員に委嘱するため提案するものである。

議案第 5 号

おいらせ町立図書館協議会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町立図書館協議会委員に委嘱する。

番号	選任区分	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
1	学識経験	小 向 恵 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	上新町
2	学識経験	佐々木 映 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	阿光坊
3	学校教育	鹿 原 秀 章		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	一川目 甲洋小学校長
4	社会教育	西 澤 聡 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	向 山

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、新たに上記の者を委員に委嘱するため提案するものである。

議案第 6 号

おいらせ町文化財保護審議会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町文化財保護審議会委員に委嘱する。

番号	選任区分	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
1	学識経験	小 向 博 明		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	藤ヶ森
2	学識経験	門 前 博		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	日ヶ久保
3	学識経験	堤 靖 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	新 敷
4	学識経験	大 前 朋 美		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	青 葉
5	学識経験	川 越 将 弘		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	肴 町

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、新たに上記の者を委員に委嘱するため提案するものである。

議案第 7 号

おいらせ町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

番号	選任区分	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
1	学識経験	小 向 力		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	三 田
2	関係行政 機関	志 村 博		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	百石高等 学校長
3	関係行政 機関	直 町 成 二		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	下田中学 校長
4	スポーツ 団体代表	平 野 敏 彦		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	二川目
5	スポーツ 団体代表	小 向 良		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	黒 坂
6	スポーツ 団体代表	吉 田 健 志		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	阿光坊
7	スポーツ 団体代表	齋 藤 ト シ		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	根 岸
8	公 募	円 子 真 治		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	向 山

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、新たに上記の者を委員に委嘱するため提案するものである。

議案第 8 号

おいらせ町スポーツ推進委員の委嘱について

おいらせ町スポーツ推進委員に関する規則（平成23年おいらせ町教育委員会規則第4号）に基づき、おいらせ町スポーツ推進委員に委嘱する。

番号	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
1	林 則 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	洗 平
2	百目鬼 秀 司		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	肴 町
3	一 戸 正 典		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	一川目
4	齋 藤 ト シ		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	根 岸
5	植 野 豊		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	緑ヶ丘
6	木 村 清 二		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	若 葉
7	磯 沼 豊		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	本 村
8	山 田 裕 三		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	青 葉
9	木 村 精 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	木内々
10	吉 田 健 志		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	阿光坊
11	小 向 幸 祐		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	6丁目
12	大久保 幸 恵		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	4丁目
13	袴 田 晃		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	間 木
14	高 松 雅 子		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	間 木
15	東 出 実		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	向 坂

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、新たに上記の者を委員に委嘱するため提案するものである。

議案第 9 号

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）等の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 2 5 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

青森県の非常勤事務員の給与等取扱要綱の一部改正に伴い、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正が行われることから、教育委員会が任用するパートタイム会計年度任用職員についても同様に期末手当の支給割合の改正、勤勉手当の新設及び特別休暇の拡大を図るため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令

(おいらせ町教育相談員設置要綱の一部改正)

第1条 おいらせ町教育相談員設置要綱(令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この条において」を削り、同条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合」に改め、同条第4項中「ところによる」を削り、「常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする」を「給与条例の規定による期末手当の例による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 教育相談員であつて、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。

4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0日 0

5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務成績が良好な教育相談員 100分の97.5
- (2) 勤務成績が良好でない教育相談員 100分の86.5以下

6 前5項に定めるほか、教育相談員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定に

よる勤勉手当の例による。

別表第3 特別休暇の部配偶者出産休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に、「事実上の婚姻関係」を「事実上婚姻関係」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項期間の欄中「範囲内の時間」を「範囲内の期間」に改め、同部育児休暇の項事由の欄及び同項期間の欄を次のように改める。

生後満1年6月に達しない子を育てるため教育相談員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該教育相談員の配偶者が、当該教育相談員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
---------------------------------	--

別表第3 特別休暇の部育児参加休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に改め、「（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同部子の看護休暇の項事由の欄及び期間の欄中「中学校卒業」を「義務教育終了」に改め、同部夏季休暇の項期間の欄中「2日」を「3日」に改める。

（おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部改正）

第2条 おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特別休暇の部配偶者出産休暇の項事由の欄中「会計年度任用職員」を「職員」に、「妻」を「配偶者」に、「事実上の婚姻関係」を「事実上婚姻関係」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項期間の欄中「町長」を「教育委員会」に、「会計年度任用職員」を「職員」に、「範囲内の時間」を「範囲内の期間」に改め、同部育児休暇の項事由の欄及び同項期間の欄を次のように改める。

生後満1年6月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者が、当該職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
------------------------------	--

別表第1 特別休暇の部育児参加休暇の項事由の欄中「会計年度任用職員」を「職員」に、「妻」を「配偶者」に改め、「（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。)」を削り、「認められるとき」を「認められる場合」に改め、同部子の看護休暇の項事由の欄及び期間の欄中「中学校卒業」を「義務教育終了」に改め、同部夏季休暇の項期間の欄中「4日」を「5日」に改める。

(おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正)

第3条 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱(令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合」に改め、同条第3項中「6か月」を「6箇月」に改め、同条第4項中「ところによる」を削り、「常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする」を「給与条例の規定による期末手当の例による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第12条の2 特別支援教育支援員であつて、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前6箇月以内の特別支援教育支援員として在職期間における報酬(第9条及び第10条に定める時間外報酬及び休日労働報酬を除く。)の1月あたりの平均額とする。

4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0日 0

5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 勤務成績が良好な特別支援教育支援員 100分の97.5

(2) 勤務成績が良好でない特別支援教育支援員 100分の86.5以下

6 前5項に定めるほか、特別支援教育支援員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。

別表第3 特別休暇の部配偶者出産休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に、「事実上の婚姻関係」を「事実上婚姻関係」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項期間の欄中「範囲内の時間」を「範囲内の期間」に改め、同部育児休暇の項事由の欄及び同項期間の欄を次のように改める。

生後満1年6月に達しない子を育てるため特別支援教育支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該特別支援教育支援員の配偶者が、当該特別支援教育支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
-------------------------------------	--

別表第3 特別休暇の部育児参加休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に改め、「（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同部子の看護休暇の項事由の欄及び期間の欄中「中学校卒業」を「義務教育終了」に改める。

（おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部改正）

第4条 おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3 特別休暇の部配偶者出産休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に、「事実上の婚姻関係」を「事実上婚姻関係」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項期間の欄中「範囲内の時間」を「範囲内の期間」に改め、同部育児休暇の項事由の欄及び同項期間の欄を次のように改める。

生後満1年6月に達しない子を育てるため教育相談支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該教育相談支援員の配偶者が、当該教育相談支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
-----------------------------------	--

別表第3 特別休暇の部育児参加休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に改め、「(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削り、同部子の看護休暇の項事由の欄及び期間の欄中「中学校卒業」を「義務教育終了」に改める。

(おいらせ町ICT支援員設置要綱の一部改正)

第5条 おいらせ町ICT支援員設置要綱(令和5年おいらせ町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この条において」を削り、同条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合」に改め、同条第4項中「ところによる」を削り、「常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする」を「給与条例の規定による期末手当の例による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 ICT支援員であつて、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしているICT支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないICT支援員については支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条に定める額とする。

4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0日 0

5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務成績が良好なICT支援員 100分の97.5

(2) 勤務成績が良好でないICT支援員 100分の86.5以下

6 前5項に定めるほか、ICT支援員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。

別表第3 特別休暇の部配偶者出産休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に、「事実上の婚姻関係」を「事実上婚姻関係」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項期間の欄中「範囲内の時間」を「範囲内の期間」に改め、同部育児休暇の項事由の欄及び同項期間の欄を次のように改める。

生後満1年6月に達しない子を育てるためICT支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該ICT支援員の配偶者が、当該ICT支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
----------------------------------	--

別表第3 特別休暇の部育児参加休暇の項事由の欄中「妻」を「配偶者」に改め、「（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同部子の看護休暇の項事由の欄及び期間の欄中「中学校卒業」を「義務教育終了」に改め、同部夏季休暇の項期間の欄中「4日」を「5日」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。